

衆議院
第一百六十九回国会

厚生労働委員会

議録 第十二号

平成二十年五月九日(金曜日)

午後三時開議

出席委員

委員長

茂木 敏充君

理事

大村 秀章君

理事

宮澤 洋一君

理事

山田 正彦君

理事

福島 豊君

理事

新井 悅二君

理事

井上 信治君

理事

石田 真敏君

理事

木原 誠二君

理事

萩原 誠司君

理事

福岡 資麿君

理事

松本 純君

理事

三ツ林 隆志君

理事

岡本 充功君

理事

園田 康博君

理事

細川 律夫君

理事

伊藤 渉君

理事

高橋 千鶴子君

理事

糸川 正晃君

理事

金田 誠一君

議員

阿部 知子君

議員

舛添 要一君

議員

西川 京子君

議員

伊藤 渉君

議員

榎原 志俊君

議員

厚生労働大臣

厚生労働副大臣

厚生労働大臣政務官

厚生労働大臣政務官

厚生労働委員会専門員

同(穀田恵二君紹介)(第二六二四号)

紹介)(第二五二九号)

医療制度の中止・撤回に関する請願(羽田孜君

パーキンソン病患者のQOL(生活の質)向上に

関する請願(志位和夫君紹介)(第二六二三号)

パークソン病遺伝子治療の研究推進に関する請願(越智隆雄君紹介)(第二六八六号)

非血縁者間骨髄移植に係る医療保険の適用範囲

拡大を求めるに関する請願(野田聖子君紹

委員の異動

五月九日

辞任

木村 義雄君

神風 真敏君

木村 義雄君

神風 英男君

木村 義雄君

君紹介) (第二八五〇号)
同(赤嶺政賢君紹介) (第二九八〇号)
同(石井郁子君紹介) (第二九八一号)
同(岡本充功君紹介) (第二九八二号)
同(笠井亮君紹介) (第二九八三号)
同(穀田恵二君紹介) (第二九八四号)
同(近藤昭君紹介) (第二九八五号)
同(佐々木憲昭君紹介) (第二九八六号)
同(志位和夫君紹介) (第二九八七号)
同(塙川鉄也君紹介) (第二九八八号)
同(塙川鉄也君紹介) (第二九八九号)
同(牧義夫君紹介) (第二九九〇号)
同(吉井英勝君紹介) (第二九九一号)
同(高橋千鶴子君紹介) (第二九八九号)
同(下条みづ君紹介) (第三〇六四号)
パーキンソン病の完治と療養生活の質的向上を
求めることに関する請願(小此木八郎君紹介)
(第二九〇六号)
同(石田真敏君紹介) (第二九九六号)
同(鷲下一郎君紹介) (第二九九七号)
社会保障の拡充等に関する請願(笠井亮君紹介)
(第二九七五号)
消えた年金問題の早急な解決と最低保障年金制度の実現を求めることに関する請願(赤嶺政賢君紹介) (第二九七六号)
同(高橋千鶴子君紹介) (第二九七七号)
後期高齢者医療制度の中止・撤回に関する請願
(石井郁子君紹介) (第二九九二号)
同(穀田恵二君紹介) (第二九九三号)
同(吉井英勝君紹介) (第二九九四号)
医師・看護師不足など医療の危機打開を求める
ことに関する請願(志位和夫君紹介) (第二九九五号)
ハンセン病問題基本法を制定し、開かれた国立
ハンセン病療養所の未来を求めることに関する
請願(藤井裕久君紹介) (第三〇五九号)
働くルールの確立を求めることに関する請願

(金田誠一君紹介) (第三〇六〇号)
同(村井宗明君紹介) (第三〇六一號)
地域医療を守り、国立病院の存続・拡充を求める
ことに関する請願(笠井亮君紹介) (第三〇六二
号)
同(塙川鉄也君紹介) (第三〇六三号)
は本委員会に付託された。

五月一日

介護療養病床廃止・医療療養病床削減の中止を
求める意見書(広島県庄原市議会) (第四二一
号)
乳幼児・児童の医療費助成制度への国庫補助を
求める意見書(広島県庄原市議会) (第四二一二
号)

ハンセン病問題基本法制等を求める意見書(沖
縄県座間味村議会) (第四二一三号)
は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件
参考人出頭要求に関する件
高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法
人に関する法律案(内閣提出第五三号)
臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律
案(金田誠一君外二名提出、第百六十八回国会
衆法第一八号)

○舛添国務大臣 ただいま議題となりました高度
専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関
する法律案につきまして、その提案の理由及び内
容の概要を御説明申し上げます。
簡素で効率的な政府を実現するための行政改革
の推進に関する法律及び特別会計に関する法律に
より、国立がんセンター、国立循環器病セン
ター、国立精神・神経センター、国立国際医療セ
ンター、国立成育医療センター及び国立長寿医療セ
ンターは独立行政法人に移行させるとともに、
国立高度専門医療センター特別会計は平成二十一
年度末をもつて廃止するものとされたところであ
ります。

このため、これらの国立高度専門医療センター
がそれぞれ移行する六つの独立行政法人を設置
し、その名称、目的、業務等に関する事項を定め
ることとし、この法律案を提出した次第であります。
以下、この法律案の主な内容につきまして御説
明申し上げます。
第一に、各法人の名称をそれぞれ独立行政法人
国立がん研究センター、独立行政法人国立循環器
病研究センター、独立行政法人国立精神・神経医
療研究センター、独立行政法人国立国際医療研究
センター、独立行政法人国立成育医療研究セン
ター及び独立行政法人国立長寿医療研究センター
とし、国の医療政策として、国民の健康に重大な
影響のある特定の疾患に関する高度かつ専門的な
医療等の向上を図ることを目的とし、医療等に関
する調査研究及び技術の開発、これらの業務に密
接に連絡する医療の提供等の業務を行うこととし
ております。また、各法人の役職員の身分を非公
務員としております。

○舛添国務大臣 事及び理事を置き、その定数等を定めることとし
ております。
第四に、各法人は、長期借入金や債券発行がで
きることとともに、政府は、国会の議決を経た金額の範囲内において、これらに係る債務を
保証できることとしております。
第五に、厚生労働大臣は、災害の発生、国民の
健康に重大な影響のある特定の疾患等に関する公
衆衛生上の重大な危害の発生等の緊急の事態に対
処するため、各法人に対し、必要な業務の実施を
求めることとすることとしております。
このほか、国立高度専門医療センター特別会計
の資産及び負債については、一定のものを除き、
各法人が承継することとしております。
最後に、この法律の施行期日は、一部を除き、
平成二十二年四月一日としております。
以上が、この法律案の提案理由及びその内容の
概要であります。

○舛添国務大臣 何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんこ
とをお願い申し上げます。
○舛添国務大臣 平成二十二年四月一日としております。
○舛添国務大臣 以上で趣旨の説明は終わりま
した。

○茂木委員長 この際、参考人出頭要求に関する
件についてお諮りいたします。
本案審査のため、来る十六日金曜日、参考人の
出席を求めて、意見を聴取ることとし、その人選
等につきましては、委員長に御一任願いたいと存
じますが、御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○茂木委員長 御異議なしと認めます。よつて、
そのように決しました。
○茂木委員長 次に、第百六十八回国会、金田誠
一君外二名提出、臓器の移植に関する法律の一部
を改正する法律案を議題といたします。
提出者より趣旨の説明を聴取いたします。阿部

高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法
人に関する法律案
(本号末尾に掲載)

第三に、各法人の役員については、理事長、監
督、各法人の資本金は全額政府出資とし、
その額は、各法人が国から承継する固定資産等の
価額から負債の価額等を差し引いた額としており
ます。

知子さん。

○臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○阿部(知)議員 ただいま議題となりました臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提出者を代表して、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

一九九〇年に開始されたいわゆる脳死臨調を経て、一九九四年に議員立法により提出された臓器移植法案、いわゆる中山案は、脳死を一律に人の死と規定し、遺族の承諾によつて移植を認めるとするものでした。衆議院は原案どおりこれを可決いたしましたが、これを不安視する国民の声を受けて参議院において修正が加えられ、一九九七年に、臓器移植をする場合に限り脳死は人の死と扱う現行法が成立いたしました。施行後十年を経た現在、脳死下での臓器移植事例は六十七例を数えます。

臓器及び組織の移植は、提供を受ける者のためとはいえる、提供者の死を前提とした、あるいは提供者の生体を害する可能性のある先端医療であり、とりわけ脳死をもつて人の死とすることについては、その科学的根拠も含め、いまだ国民的合意には至つております。

この十年間の臓器移植事例に対し、提供者の脳死状態の定義、脳死判定基準、検査方法などについてさまざまに疑義が持たれ、移植医療に対する社会の信頼が揺らいだにもかかわらず、移植用臓器の不足及び臓器の提供を受ける側に専ら関心が寄せられてきた事実があります。

中でも、子供の臓器移植を可能とするための議論は、近年明らかとなつた脳死状態での長期生存例も含めて、子供の脳死判定が医学的にも極めて困難であることを解決するものとはなつております。また、生体移植にあつては、我が国における

る家族間の実質的、精神的共同関係の強さゆえに、家族内でドナーとなることを拒否しがたくあります。

臓器提供者の自由意思を確保することは容易ではありません。十分な説明による同意はここでも担保される必要があります。

本案は、臓器移植医療についてより厳正な手続を定め、透明性を高めることによって医学、医療の進歩に貢献するとともに、臓器等の提供者とその家族、並びに提供を受ける者とその家族等、臓器等の移植にかかるすべての人々の人間の尊厳を保持し、人権を保障することを法律において明確化しようとするものです。

次に、本法案の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、脳死の定義を、脳幹を含む脳全体のすべての機能が不可逆的に喪失することに改めるとともに、脳死判定を開始することができる要件を法律に明記することとしております。

第二に、死体からの組織の移植等について、本人が提供意思を書面により表示している場合で、遺族が組織の摘出を拒まないとき等の場合に認めることとしております。

第三に、生体移植について、配偶者または二親等以内の血族である親族が、肺等の特定臓器を提供する意思を書面により提示している場合で、所要の基準を満たした病院等の承認があつた場合に認めることとしております。

第四に、国は、臓器等の移植に関し、臓器等を提供する意思表示の有効性、脳死判定の適正性の調査分析を通じて、適正な移植医療の確保を図るために検証を行ふものとしております。

第五に、子供についての臓器等の移植に関する制度については、脳死の判定基準の妥当性、虐待を受けた子供からの臓器等の摘出を防止するための有効な仕組みのあり方、子供の自己決定権や親権の及ぶ範囲等について、広く国民の意見を求めるべきは、第二次脳死臨調の設置等、所要の措置が講

じられるものとすることとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

○茂木委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時八分散会

号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める都府県に主たる事務所を置く。

一 独立行政法人国立がん研究センター 東京都

二 独立行政法人国立循環器病研究センター 大阪府

三 独立行政法人国立精神・神経医療研究センター 東京都

四 独立行政法人国立国際医療研究センター 東京都

五 独立行政法人国立成育医療研究センター 東京都

六 独立行政法人国立長寿医療研究センター 愛知県

(国立高度専門医療研究センターの目的)

第三条 独立行政法人国立がん研究センター(以下「国立がん研究センター」という。)は、がんその他の悪性新生物に係る医療に関して、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に

関連する医療の提供、技術者の研修等を行ふことにより、国の医療政策として、がんその他の悪性新生物に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もつて公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。

第四条 独立行政法人国立循環器病研究センター(以下「国立循環器病研究センター」という。)は、循環器病に係る医療に関して、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、

第五条 独立行政法人国立精神・神経医療研究センター(以下「国立精神・神経医療研究センター」という。)は、精神疾患、神経疾患、筋肉疾患及び知的障害その他の発達の障害(以下「精神・神経疾患等」という。)に係る医療並びに精神保健に

第六条 罰則(第二十四条~第二十七条)

第一章 総則(第一条~第四条)
第二章 役員及び職員(第五条~第十二条)
第三章 業務(第十三条~第十九条)
第四章 財務及び会計(第二十条~第二十三条)
第五章 雜則(第二十四条~第二十七条)

第六章 罰則(第二十八条~第二十九条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、国民の健康に重大な影響のある特定の疾患等に係る医療に関して、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、

第二条 この法律及び独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。)の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、次の各

3 独立行政法人国立精神・神経医療研究センター(以下「国立精神・神経医療研究センター」という。)は、精神疾患、神経疾患、筋肉疾患及び知的障害その他の発達の障害(以下「精神・神経疾患等」という。)に係る医療並びに精神保健に

関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれ

の業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を研修等を行うことにより、國の医療政策として、加齢に伴う疾患に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もつて公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。

4

独立行政法人国立国際医療研究センター（以下「国立国際医療研究センター」という。）は、感染症その他の疾患であつて、その適切な医療の確保のために海外における症例の収集その他国際的な調査及び研究を特に必要とするもの（以下「感染症等」という。）に係る医療及び医療に係る国際協力に關し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、國の医療政策として、感染症等に関する高度かつ専門的な医療、医療に係る国際協力等の向上を図り、もつて公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。

5

独立行政法人国立成育医療研究センター（以下「国立成育医療研究センター」という。）は、母性及び父性並びに乳児及び幼児の難治疾患、生殖器疾患その他の疾患であつて、児童が健やかに生まれ、かつ、成育するために特に治療を必要とするもの（以下「成育に係る疾患」という。）に係る医療に關し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、國の医療政策として、成育に係る疾患に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もつて公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。

6

独立行政法人国立長寿医療研究センター（以下「国立長寿医療研究センター」という。）は、加齢に伴つて生ずる心身の変化及びそれに起因する疾患であつて高齢者が自立した日常生活を営むために特に治療を必要とするもの（以下「加齢に伴う疾患」という。）に係る医療に關し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に

密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、國の医療政策として、加齢に伴う疾患に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もつて公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。

(資本金)

第四条 第二条各号に掲げる独立行政法人（以下「国立高度専門医療研究センター」という。）の資本金は、附則第八条第二項の規定により政府から出資があつたものとされた金額とする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、国立高度専門医療研究センターに追加して出資することができる。

3 国立高度専門医療研究センターは、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

第二章 役員及び職員

(役員)

第五条 各国立高度専門医療研究センターに、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

2 各国立高度専門医療研究センターに、役員として、それぞれ次の各号に定める人数以内の理

事置く。
一 国立がん研究センター 五人
二 国立循環器病研究センター 三人
三 国立精神・神経医療研究センター 四人
四 国立国際医療研究センター 六人
五 国立成育医療研究センター 三人
六 国立長寿医療研究センター 三人

(理事の職務及び権限等)

第六条 各国立高度専門医療研究センターの理事は、当該国立高度専門医療研究センターの理事長の定めるところにより、当該理事長を補佐し、當該国立高度専門医療研究センターの業務を掌理する。

2 通則法第十九条第一項の個別法で定める役員

は、理事とする。ただし、理事が置かれていなければ、監事とする。

いときは、監事とする。
3 前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行つた監事は、その間、監事の職務を行つてはならない。

(役員の任期)

第七条 役員の任期は、二年とする。

(役員の欠格条項の特例)

第八条 通則法第二十二条の規定にかかわらず、教育公務員又は研究公務員で政令で定めるもの（次条各号のいずれかに該当する者を除く。）は、理事又は監事となることができる。

第九条 通則法第二十二条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることはできない。

一 物品の製造若しくは販売、工事の請負若しくは役務の提供を業とする者であつて当該国

立高度専門医療研究センターと取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

二 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

三 がんその他の悪性新生物に係る医療に関し、技術者の研修を行ふこと。

四 前三号に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。

五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(国立循環器病研究センターの業務の範囲)

第六条 国立高度専門医療研究センターの理事長の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（平成二十年法律第二号）第九条」とする。

第七条 国立循環器病研究センターは、第三条第二項の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 循環器病に係る医療に關し、調査、研究及び技術の開発を行うこと。

二 前号に掲げる業務に密接に関連する医療を提供すること。

(国立循環器病研究センターの業務の範囲)

第十四条 国立循環器病研究センターは、第三条第二項の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 循環器病に係る医療に關し、調査、研究及び技術の開発を行うこと。

二 前号に掲げる業務に密接に関連する医療を行ふこと。

(循環器病に係る医療に関する研究成果の普及及び政策の提言を行うこと)

四 前三号に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。

五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行ふこと。

(循環器病に係る医療に関する研究成果の普及及び政策の提言を行うこと)

は、理事とする。ただし、理事が置かれていなければ、監事とする。
3 前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行つた監事は、その間、監事の職務を行つてはならない。

(役員及び職員の秘密保持義務)
第十一條 国立高度専門医療研究センターの役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は濫用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(役員及び職員の地位)

第十二条 国立高度専門医療研究センターの役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は濫用してはならない。

(国立精神・神経医療研究センターの業務の範囲)

第十五条

国立精神・神経医療研究センターは、第三条第三項の目的を達成するため、次の業務を行つ。

- 精神・神経疾患等に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発を行うこと。
- 前号に掲げる業務に密接に関連する医療を提供すること。

- 精神保健に関し、調査及び研究を行うこと。
- 精神・神経疾患等に係る医療及び精神保健に関する医療の研修を行うこと。
- 精神・神経疾患等に係る医療及び精神保健に関する成果の普及及び前各号に掲げる業務に密接に関連する医療を提供すること。

- 精神保健に関し、調査及び研究を行うこと。

(国立国際医療研究センターの業務の範囲)

第十六条 国立国際医療研究センターは、第三条第四項の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 感染症等に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発を行うこと。
- 前号に掲げる業務に密接に関連する医療を提供すること。
- 医療に係る国際協力に関し、調査及び研究力に関し、技術者の研修を行うこと。
- 前各号に掲げる業務に係る成果の普及及び前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(国立国際医療研究センターの業務の範囲)

第十七条 国立成育医療研究センターは、第三条第五項の目的を達成するため、次の業務を行つ。

- 成育に係る疾患に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発を行うこと。
- 前号に掲げる業務に密接に関連する医療を提供すること。
- 成育に係る疾患に係る医療に関し、技術者の研修を行うこと。
- 前三号に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。
- 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(国立長寿医療研究センターの業務の範囲)

第十八条 国立長寿医療研究センターは、第三条第六項の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 加齢に伴つて生ずる心身の変化に関し、調査及び研究を行うこと。
- 加齢に伴う疾患に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発を行うこと。
- 前号に掲げる業務に密接に関連する医療を提供すること。

(国立高度専門医療研究センターの施設及び設備の利用)

第十九条 各国立高度専門医療研究センターは、成及び研修を目的として看護に関する学理及び技術の教授及び研究並びに研修を行う施設を設置し、これを運営すること。

- 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- 前各号に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。
- 前各号に掲げる業務に密接に関連する医療を行つること。
- 前各号に掲げる業務に係る医療及び医療に係る国際協力を関し、調査及び研究力に関し、技術者の研修を行うこと。
- 前各号に掲げる業務に係る成果の普及及び前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(国立成育医療研究センターの業務の範囲)

第十七条 国立成育医療研究センターは、第三条第五項の目的を達成するため、次の業務を行つ。

- 成育に係る疾患に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発を行うこと。
- 前号に掲げる業務に密接に関連する医療を提供すること。
- 成育に係る疾患に係る医療に関し、技術者の研修を行うこと。
- 前三号に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。
- 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

ことができる。

第四章 財務及び会計

(積立金の処分)

第二十条 国立高度専門医療研究センターは、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間(以下この項において「中期目標の期間」という。)の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行つた後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十一条第一項の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの)の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における当該国立高度専門医療研究センターが行う第十三条から前条までに規定する業務の財源に充てることができる。

厚生労働大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

第一項又は第二項の規定による債券の債権者は、当該債券を発行した国立高度専門医療研究センターの財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

前項の先取特権の順位は、民法明治二十九年法律第八十九号の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

第一項及び第二項並びに第七百九条の規定による積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

第三項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

2 前項に規定するもののほか、国立高度専門医療研究センターは、長期借入金又は債券で政令で定めるものの償還に充てるため、厚生労働大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は債券を発行することができる。ただし、その償還期間が政令で定める期間のものに限る。

3 厚生労働大臣は、前二項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

療研究センターは、長期借入金又は債券で政令で定めるものの償還に充てるため、厚生労働大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は債券を発行することができる。ただし、その償還期間が政令で定める期間のものに限る。

間が政令で定める期間のものに限る。

4 第一項又は第二項の規定による債券の債権者は、当該債券を発行した国立高度専門医療研究センターの財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

前項の先取特権の順位は、民法明治二十九年法律第八十九号の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

5 前項の先取特権の順位は、民法明治二十九年法律第八十九号の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

6 国立高度専門医療研究センターは、厚生労働大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

7 会社法(平成十七年法律第八十六号)第七百五条第一項及び第二項並びに第七百九条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

8 前各項に定めるもののほか、第一項又は第二項の規定による長期借入金又は債券に関し必要な事項は、政令で定める。

(債務保証)

第二十二条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十一条)、国立高度専門医療研究センターは、十四号第三条の規定にかかるわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、前条第一項又は第二項の規定による国立高度専門医療研究センターの長期借入金又は債券に係る債務(国際復興開発銀行等からの外資の受け入れに関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号)第二条の規定に基づき政府が保証契約をす

ることができる債務を除く)について保証することができる。

(償還計画)

第二十三条 第二十二条第一項又は第二項の規定

により、長期借入金をし、又は債券を発行する

國立高度専門医療研究センターは、毎事業年

度、長期借入金及び債券の償還計画を立てて、

厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による認可をし

ようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の

独立行政法人評価委員会の意見を聽かなければ

ならない。

第五章 雜則

(緊急の必要がある場合の厚生労働大臣の要求)

第二十四条 厚生労働大臣は、災害が発生し、若しくはまさに発生しようとしている事態又は国民の健康に重大な影響のある特定の疾患等に関して、公衆衛生上重大な危害が生じ、若しくは生じるおそれがある緊急の事態に対処するため必要があると認めるときは、國立高度専門医療研究センターに対し、第十三条第一号若しくは

第二号、第十四条第一号若しくは第二号、第十五条第一号から第三号まで、第十六条第一号若しくは第二号、第十七条第一号若しくは第二号又は第十八条第一号から第二号までの業務のうち必要な業務の実施を求めることができる。

2 国立高度専門医療研究センターは、厚生労働大臣から前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならぬ。

(財務大臣との協議)

第二十五条 厚生労働大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 第二十条第一項の承認をしようとするとき。

二 第二十二条第一項、第二項若しくは第六項又は第二十三条第一項の認可をしようとするとき。

(施行期日)

(主務大臣等)

第二十六条 國立高度専門医療研究センターに係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ厚生労働大臣、厚生労働省及び

厚生労働省令とする。

(他の法令の準用)

第二十七条 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)その他政令で定める法令については、政令

で定めるところにより、國立高度専門医療研究

センターを国とみなして、これらの法令を準用する。

第六章 罰則

第二十八条 第十一条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盜用した者は、一年以下の懲役又は

五十万円以下の罰金に処する。

第二十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした國立高度専門医療研究センターの役員は、二十万円以下の過料に処する。

(國立高度専門医療研究センターの成立)

第二条 國立高度専門医療研究センターは、通則法第十七条の規定にかかるわらず、この法律の施行時に成立する。

2 國立高度専門医療研究センターは、通則法第十六条の規定にかかるわらず、國立高度専門医療研究センターの成立後遅滞なく、政令で定める

ところにより、その設立の登記をしなければならない。

(職員の引継ぎ等)

第三条 國立高度専門医療研究センターの成立の際現に附則第二十条の規定による改正前の厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)第十六条规定にかかるわらず、國立高度専門医療研究センターの成立後遅滞なく、政令で定めるところにより、その設立の登記をしなければならない。

2 國立高度専門医療研究センターの職員として在職した後引き続いた在職期間とみなして取り扱うべきものとする。

3 國立高度専門医療研究センターの職員として在職した後引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者の國立高度専門医療研究センターの職員としての在職期間を同項に規定する職員として在職した後引き続いた在職期間とみなす。

4 國立高度専門医療研究センターは、國立高度専門医療研究センターの職員として在職し、附則第三条の規定により引き続いた在職期間とみなす。

その者が國立高度専門医療研究センターを退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む)の支給を受けているときは、この限りでない。

2 國立高度専門医療研究センターは、國立高度専門医療研究センターの職員となつた者に対する国家公務員

の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかつたとき。

3 第二十二条第一項、第二項若しくは第六項又は第二十三条第一項の規定により厚生労働

大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。

4 國立高度専門医療研究センターの成立の日前日に旧セ

ンターの職員として在職し、附則第三条の規定により引き続いた在職期間とみなす。

その者が國立高度専門医療研究センターを退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む)の支給を受けているときは、この限りでない。

2 國立高度専門医療研究センターは、國立高度専門医療研究センターの職員となつた者(うち國立高度専門医療研究センターの職員となつた者に対する国家公務員

としての身分を失つたことを任命権者の要請に応じ同項に規定する特別職国家公務員等となるため退職したことのみなす。

第五条 附則第三条の規定により國立高度専門医療研究センターの職員となる者に対する支給する。

2 國立高度専門医療研究センターは、前項の規定の適用を受けた当該國立高度専門医療研究セ

ンターの職員として在職する者が、國

家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八

十二条)に基づく退職手当は、支給しない。

2 國立高度専門医療研究センターは、前項の規

定の適用を受けた当該國立高度専門医療研究セ

ンターの職員として在職する者が、國

家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八

十二条)に基づく退職手当は、支給しない。

その退職した日まで旧センターの職員として在職したものとしたならば国家公務員退職手当法第十条の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対しては、同条の規定の例により算定した退職手当の額に相当する額を退職手当として支給するものとする。

第六条 附則第三条の規定により国立高度専門医療研究センターの職員となつた者であつて、国立高度専門医療研究センターの成立の日の前日

において厚生労働大臣又はその委任を受けた者から児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)

第七条第一項(同法附則第六条第二項、第七条第五項又は第八条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による認定を受けているものが、国立高度専門医療研究センターの成立の日において児童手当又は同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付(以下この条において「特例給付等」という。)の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付等の支給に関するは、国立高度専門医療研究センターの成立の日において同法第七条第一項の規定による市町村長(特別区の区長を含む。)の認定があつたものとみなす。この場合において、その認定があつたものとみなされた児童手当又は特例給付等の支給は、同法第八条第二項(同法附則第六条第二項、第七条第五項又は第八条第四項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、国立高度専門医療研究センターの成立の日の前日の属する月の翌月から始める。

(国立高度専門医療研究センターの職員となる者の職員団体についての経過措置)
第七条 国立高度専門医療研究センターの成立の際に存する國家公務員法第八条の二第一項に規定する職員団体であつて、その構成員の過半数が附則第三条の規定により国立高度専門医療研究センターに引き継がれる者であるものは、国立高度専門医療研究センターの成立の際

勞働組合法(昭和二十四年法律第百七十四号)の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、当該職員団体が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

2 前項の規定により法人である労働組合となるものは、国立高度専門医療研究センターの成立の日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の證明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

3 第一項の規定により労働組合となつたものについては、国立高度専門医療研究センターの成立の日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法第二条ただし書(第一号に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。

4 厚生労働大臣は、第二項の厚生労働省令を定めようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

5 第二項の資産の価額は、国立高度専門医療研究センターの成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

6 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

7 各国立高度専門医療研究センターは、厚生労働大臣が定めるところにより、当該国立高度専門医療研究センター以外の国立高度専門医療研究センターが第一項の規定により承継した債務(旧特別会計の財政融資資金からの負債に係る債務を除く。)を保証するものとする。

8 第一項の規定により各国立高度専門医療研究センターが承継する債務のうち政令で定めるものの償還、当該債務に係る利子の支払及び前項の規定により行う債務の保証に関し必要な事項は、政令で定める。

9 前項の債務の償還及び当該債務に係る利子の支払については、第二十一条第二項に規定する長期借入金又は債券の発行による収入をもつて充ててはならない。

(国の利害に關係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律に関する経過措置)

2 前項の規定により各国立高度専門医療研究セ

ンターが国のある権利及び義務を承継したときは、当該国立高度専門医療研究センターに承継される権利に係る資産で政令で定めるもの

の価額の合計額から、当該国立高度専門医療研究センターに承継される義務に係る負債で政令で定めるものの価額及びその受け継ぐ当該国立高度専門医療研究センターがその成立の日において計上する引当金であつて厚生労働省令で定めたものの金額の合計額を差し引いた額に相当す

る金額は、政令で定めるところにより、政府から当該国立高度専門医療研究センターに対し出資されたものとする。

3 前項の出資による権利は、一般会計に帰属するものとする。

4 厚生労働大臣は、第二項の厚生労働省令を定めようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

5 第二項の資産の価額は、国立高度専門医療研究センターの成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

6 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

7 各国立高度専門医療研究センターは、厚生労働大臣が定めるところにより、当該国立高度専門医療研究センター以外の国立高度専門医療研究センターが第一項の規定により承継した債務(旧特別会計の財政融資資金からの負債に係る債務を除く。)を保証するものとする。

8 第一項の規定により各国立高度専門医療研究センターが承継する債務のうち政令で定めるものの償還、当該債務に係る利子の支払及び前項の規定により行う債務の保証に関し必要な事項は、政令で定める。

9 前項の債務の償還及び当該債務に係る利子の支払については、第二十一条第二項に規定する長期借入金又は債券の発行による収入をもつて充ててはならない。

(国の利害に關係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律に関する経過措置)

2 前項の規定により各国立高度専門医療研究セ

ンターが国のある権利及び義務を承継したときは、当該国立高度専門医療研究センターに承継される権利に係る資産で政令で定めるもの

の価額の合計額から、当該国立高度専門医療研究センターに承継される義務に係る負債で政令で定めるものの価額及びその受け継ぐ当該国立高度専門医療研究センターがその成立の日において計上する引当金であつて厚生労働省令で定めたものの金額の合計額を差し引いた額に相当す

る金額は、政令で定めるところにより、政府から当該国立高度専門医療研究センターの所掌事務に関する訴訟事件又は非訟事件であつて各国立高度専門医療研究センターが受け継ぐものについては、政令で定めるところにより、その受け継ぐ

事務に係属している旧センターの所掌事務に関する訴訟事件又は非訟事件であつて各国立高度専門医療研究センターを国の利害に關係のある訴訟についての法務大臣の権限等は、政令で定めるところにより、その受け継ぐ

事務に係属するものとする。

3 前項の出資による権利は、一般会計に帰属するものとする。

4 厚生労働大臣は、第二項の厚生労働省令を定めようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

5 第二項の資産の価額は、国立高度専門医療研究センターの成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

6 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

7 各国立高度専門医療研究センターは、厚生労働大臣が定めるところにより、当該国立高度専門医療研究センター以外の国立高度専門医療研究センターが第一項の規定により承継した債務(旧特別会計の財政融資資金からの負債に係る債務を除く。)を保証するものとする。

8 第一項の規定により各国立高度専門医療研究センターが承継する債務のうち政令で定めるものの償還、当該債務に係る利子の支払及び前項の規定により行う債務の保証に関し必要な事項は、政令で定める。

9 前項の債務の償還及び当該債務に係る利子の支払については、第二十一条第二項に規定する長期借入金又は債券の発行による収入をもつて充ててはならない。

(国の利害に關係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律に関する経過措置)

2 前項の規定により各国立高度専門医療研究セ

ンターが国のある権利及び義務を承継したときは、当該国立高度専門医療研究センターに承継される権利に係る資産で政令で定めるもの

の価額の合計額から、当該国立高度専門医療研究センターに承継される義務に係る負債で政令で定めたものの金額の合計額を差し引いた額に相当す

る金額は、政令で定めるところにより、政府から当該国立高度専門医療研究センターの所掌事務に関する訴訟事件又は非訟事件であつて各国立高度専門医療研究センターを国の利害に關係のある訴訟についての法務大臣の権限等は、政令で定めるところにより、その受け継ぐ

事務に係属するものとする。

3 前項の出資による権利は、一般会計に帰属するものとする。

4 厚生労働大臣は、第二項の厚生労働省令を定めようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

5 第二項の資産の価額は、国立高度専門医療研究センターの成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

6 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

7 各国立高度専門医療研究センターは、厚生労働大臣が定めるところにより、当該国立高度専門医療研究センター以外の国立高度専門医療研究センターが第一項の規定により承継した債務(旧特別会計の財政融資資金からの負債に係る債務を除く。)を保証するものとする。

8 第一項の規定により各国立高度専門医療研究センターが承継する債務のうち政令で定めるものの償還、当該債務に係る利子の支払及び前項の規定により行う債務の保証に関し必要な事項は、政令で定める。

9 前項の債務の償還及び当該債務に係る利子の支払については、第二十一条第二項に規定する長期借入金又は債券の発行による収入をもつて充ててはならない。

(国の利害に關係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律に関する経過措置)

2 前項の規定により各国立高度専門医療研究セ

ンターが国のある権利及び義務を承継したときは、当該国立高度専門医療研究センターに承継される権利に係る資産で政令で定めるもの

の価額の合計額から、当該国立高度専門医療研究センターに承継される義務に係る負債で政令で定めたものの金額の合計額を差し引いた額に相当す

る金額は、政令で定めるところにより、政府から当該国立高度専門医療研究センターの所掌事務に関する訴訟事件又は非訟事件であつて各国立高度専門医療研究センターを国の利害に關係のある訴訟についての法務大臣の権限等は、政令で定めるところにより、その受け継ぐ

事務に係属するものとする。

3 前項の出資による権利は、一般会計に帰属するものとする。

4 厚生労働大臣は、第二項の厚生労働省令を定めようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

5 第二項の資産の価額は、国立高度専門医療研究センターの成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

6 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

7 各国立高度専門医療研究センターは、厚生労働大臣が定めるところにより、当該国立高度専門医療研究センター以外の国立高度専門医療研究センターが第一項の規定により承継した債務(旧特別会計の財政融資資金からの負債に係る債務を除く。)を保証するものとする。

8 第一項の規定により各国立高度専門医療研究センターが承継する債務のうち政令で定めるものの償還、当該債務に係る利子の支払及び前項の規定により行う債務の保証に関し必要な事項は、政令で定める。

9 前項の債務の償還及び当該債務に係る利子の支払については、第二十一条第二項に規定する長期借入金又は債券の発行による収入をもつて充ててはならない。

(国の利害に關係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律に関する経過措置)

2 前項の規定により各国立高度専門医療研究セ

ンターが国のある権利及び義務を承継したときは、当該国立高度専門医療研究センターに承継される権利に係る資産で政令で定めるもの

の価額の合計額から、当該国立高度専門医療研究センターに承継される義務に係る負債で政令で定めたものの金額の合計額を差し引いた額に相当す

る金額は、政令で定めるところにより、政府から当該国立高度専門医療研究センターの所掌事務に関する訴訟事件又は非訟事件であつて各国立高度専門医療研究センターを国の利害に關係のある訴訟についての法務大臣の権限等は、政令で定めるところにより、その受け継ぐ

事務に係属するものとする。

3 前項の出資による権利は、一般会計に帰属するものとする。

4 厚生労働大臣は、第二項の厚生労働省令を定めようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

5 第二項の資産の価額は、国立高度専門医療研究センターの成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

6 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

7 各国立高度専門医療研究センターは、厚生労働大臣が定めるところにより、当該国立高度専門医療研究センター以外の国立高度専門医療研究センターが第一項の規定により承継した債務(旧特別会計の財政融資資金からの負債に係る債務を除く。)を保証するものとする。

8 第一項の規定により各国立高度専門医療研究センターが承継する債務のうち政令で定めるものの償還、当該債務に係る利子の支払及び前項の規定により行う債務の保証に関し必要な事項は、政令で定める。

9 前項の債務の償還及び当該債務に係る利子の支払については、第二十一条第二項に規定する長期借入金又は債券の発行による収入をもつて充ててはならない。

(国の利害に關係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律に関する経過措置)

2 前項の規定により各国立高度専門医療研究セ

ンターが国のある権利及び義務を承継したときは、当該国立高度専門医療研究センターに承継される権利に係る資産で政令で定めるもの

の価額の合計額から、当該国立高度専門医療研究センターに承継される義務に係る負債で政令で定めたものの金額の合計額を差し引いた額に相当す

る

場合(当該親族が二十歳に達した日後に当該意
思の表示をした場合に限る)であつて、厚生労
働省令で定める基準を満たした病院又は診療所
の承認があつたときは、この章の規定に基づ
き、当該病院又は診療所において、当該移植対
象者に対する移植術に使用されるための特定臓
器を、当該親族から摘出することができる。

前項の承認は、同項の病院又は診療所か、厚生労働省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも該当することを確認した場合に限り

行うことができる。
一 特定臓器が摘出されることとなる者が当該移植対象者の親族であること。

二 当該親族が特定臓器を当該移植対象者に対する移植術に使用されるために提供する意思

を書面により表示していること(当該親族が二十歳に達した日後に当該意思の表示をした場合に限る。)。

三 特定臓器の摘出が当該親族の生命及び身体の機能に重大な影響を与えるおそれがないと

の判定が、これを的確に行うために必要な知識及び経験を有する二人以上の医師（当該承認がなされた場合）に当該親族から特定臓器を

語がかかる場合に三語新規がかり特定臓器を摘出し、又は当該特定臓器若しくは当該特定臓器に含まれる組織を使用した移植術を行う

こととなる医師を除く。)の判断の一一致によつて行われたこと。

四 因縁が移転する者(被験者)の新規が第二号の意思を書面により表示するまでに、当該親族に対し、特定臓器の摘出が当該親族の生命及び身

体の機能に与える影響その他の当該親族からの特定臓器の摘出及び当該特定臓器又は当該

特定臓器に含まれる組織を使用した移植術に関する事項であつて厚生労働省令で定める事項について、当該親族が十分理解できるよう

に説明していること。
第一項の病院又は診療所において同項の承認の事務に従事する者であつて厚生労働省令で定めるものは、同項の承認がされたときは、厚生

4 第一項の承認に基づいて移植対象者の親族から特定臓器を摘出しようとする医師は、あらかじめ、当該親族に係る前項の書面の交付を受けなければならない。

5 第六条の四の規定は、第一項の規定により摘出された特定臓器又は当該特定臓器に含まれる組織を使用した移植術について準用する。
(使用されなかつた部分の特定臓器の処理)

6 第十条の四 病院又は診療所の管理者は、前条の規定により摘出された特定臓器であつて移植術に使用されなかつた部分の特定臓器を、厚生労働省令で定めるところにより処理しなければならない。

(記録の作成、保存及び閲覧)

7 第十条の五 第十条の三第三項に規定する者は、同条第一項の承認が行われた場合には、厚生労働省令で定めるところにより、承認に関する記録を作成しなければならない。

8 医師は、第十条の三の規定による特定臓器の摘出又は当該特定臓器若しくは当該特定臓器に含まれる組織を使用した移植術(以下この項において「摘出等」という)を行つた場合には、厚生労働省令で定めるところにより、摘出等に関する記録を作成しなければならない。

9 第一項の記録は第十条の三第一項の病院又は診療所の管理者が、前項の記録は病院又は診療所に勤務する医師が作成した場合にあっては当該病院又は診療所の管理者が、病院又は診療所に勤務する医師以外の医師が作成した場合にあっては当該医師が、二十年間保存しなければならない。

4 第十条第三項の規定は、前項の規定により第一項又は第二項の記録を保存する者について準用する。この場合において、同条第三項中「臓器等」とあるのは「特定臓器」と、「遺族」とあるのは「者」と読み替えるものとする。

第四章 臓器売買の禁止等
<p>第十一条の見出し中「臓器売買」を「臓器等の売買」に改め、同条中「臓器」を「臓器等」に改める。</p>
<p>第十二条の見出し中「臓器」を「臓器等」に改め、同条第一項中「限る。」の下に「若しくは移植術を使用されるための第六条の三に規定する組織(第六条第二項の脳死した者の身体以外の死体から摘出されるもの又は摘出されたものに限る。)」を加え、「その提供」を「それらの提供」に改め、「受けること」の下に「(一)の項に規定する臓器に含まれる第六条の二に規定する組織の提供を受けること」を含む。」を加え、「臓器の」を「臓器等の」に改め、同条第二項第二号中「臓器」を「臓器等」に改める。</p>
<p>第五章 雜則</p>
<p>(移植術を受けた者等の健康状態の把握)</p> <p>第十七条の二 国は、第六条から第六条の三までの規定により摘出された臓器等若しくは当該臓器に含まれる組織又は第十条の三の規定により摘出された特定臓器若しくは当該特定臓器に含まれる組織を使用した移植術を受けた者及び同条の規定により特定臓器を摘出された者の適切な健康管理に資するため、これらの者の健康に関する情報に係るデータベースが整備されること等により、これらの者その他関係者がこれら者の当該移植術後の健康状態及び当該摘出後の健康状態を的確に把握することができるよう必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(検証の実施)</p> <p>第十七条の三 国は、この法律の規定による臓器等の移植に関し、臓器等を提供する意思表示の有効性、第六条第二項の脳死した者の身体から臓器の摘出が行われた場合における同項の判定</p>

の適正性及び同条第三項第一号の意思表示の有効性、同条から第六条の三までの規定により臓器等が摘出される前に検視等が行われた場合における当該検視等の適正性 移植術の必要性移植術を受けた者及び特定臓器を摘出された者の当該移植術後及び摘出後の健康状態その他必要な事項の調査及び分析を通じて、適正な移植医療の確保を図るために検証を行うものとする。

2 前項の検証を行う機関の設置その他同項の検証に関し必要な事項については、別に法律で定める。
(研究目的への転用等)

第十七条の四 医師その他の厚生労働省令で定める者は、死亡した者が生存中に第六条第一項、第六条の二又は第六条の三に規定する意思の表示に併せて死体から移植術に使用されるために摘出された臓器等であつて移植術に使用されなかつた部分の臓器等が研究のために使用されることを承諾する意思を書面により表示しているときは、厚生労働省令で定める要件を満たした施設において、当該施設の承認があつた場合に限り、当該使用されなかつた部分の臓器等を、疾病の予防、診断及び治療の方法の開発その他保健医療の向上に資する目的での研究に使用することができる。

2 前項の承認は、厚生労働省令で定めるところにより、行うものとする。

3 第六条から第六条の三までの規定による臓器等の摘出が行われた病院又は診療所の管理者は、当該摘出された臓器等であつて移植術に使用されなかつた部分の臓器等を、当該病院又は診療所以外の施設において行われようとする第一項の規定による研究のために引き渡すときは、あらかじめ、当該死亡した者について同項に規定する意思があつたことその他厚生労働省令で定める事項について、厚生労働省令で定めることにより行われる当該病院又は診療所の確認を受けなければならない。

<p>(研究用臓器等の引渡しに関する財産上の利益の収受等の禁止) 第二項に規定する施設の管理者は、同項の規定による研究のために提供され、又は引き渡された臓器等であつて不要となつた部分の臓器等を、厚生労働省令で定めるところにより処理しなければならない。</p>
<p>第十七条の五 何人も、移植術に使用されるために摘出された臓器等であつて移植術に使用されなかつた部分の臓器等のうち研究に使用されるためのもの(以下この条において「研究用臓器等」という)を引き渡すこと又は引き渡したことの対価として、財産上の利益の供与を受けてはならない。</p>
<p>2 何人も、研究用臓器等の引渡しを受けること又は受けたことの対価として、財産上の利益を供与してはならない。</p>
<p>3 何人も、研究用臓器等を引き渡すこと又はその引渡しを受けることのあつせんをすること又はあつせんをしたことの対価として、財産上の利益の供与を受けてはならない。</p>
<p>4 何人も、研究用臓器等を引き渡すこと又はその引渡しを受けることのあつせんを受けること又はあつせんを受けたことの対価として、財産上の利益を供与してはならない。</p>
<p>5 前各項の対価には、交通、通信、研究用臓器等の保存若しくは移送又は研究等に要する費用であつて、研究用臓器等を引き渡すこと若しくはその引渡しを受けること又はそれらのあつせんをすることに關して通常必要であると認められるものは、含まれない。</p>
<p>第六章 罰則 第二十条の前の見出しを削る。</p> <p>第二十一条第一項中「第六条第五項」の下に「又は第十条の三第三項」を加え、同条第二項中「した者は第十条の三第四項の規定に違反して同条第三項の書面の交付を受けないで特定臓器の摘出をした者」を加える。</p>
<p>附則第七条中「第六条」の下に「又は第六条の三第三項」を加え、「臓器」を「臓器等」に改め、同条の三までとあるのは「附則第四条第一項」と、「及び特定臓器を摘出された者の当該移植術後及び摘出後」とあるのは「の当該移植術後」とを加える。</p>
<p>附則第八条中「第六条」の下に「又は第六条の三第三項」を加え、「臓器」を「臓器等」に改め、「施行期日」を「施行前に着手した当該脳死した者の身体に係る判定に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。」とあるのは「新法第六条第二項の規定は、この法律の施行前に終了した旧法第六条第二項の判定が的確に行われたことを証する書面の作成及び当該判定に関する記録の作成については、なお前例による。」とあるのは「新法第六条第二項の判定に係る脳死した者の身体(以下「旧法第六条の三まで」を、「附則第四条第一項の規定による」との下に「第十七条の二中「第六条から第六条の三まで」とあるのは「附則第四条第一項」と、「第六条」を「から第九条までの規定中「第六条から第六条の三まで」に改め、「同条の中前条」とあるのは「附則第四条第一項」と、第八条及び第九条中「第六条」を「から第六条から第六条の三まで」に改め、「同条の下に「から第六条の三まで」を、「附則第四条第一項の規定による」との下に「第十七条の二中「第六条から第六条の三まで」とあるのは「附則第四条第一項」と、「若しくは当該臓器に含まれる組織又は第十条の三の規定により摘出された特定臓器若しくは当該特定臓器に含まれる組織を使用した移植術を受けた者及び同条の規定により特定臓器の摘出を受けた者」とあるのは「を使用した移植術を受けた者」と、「これらの人権の保障に配慮されなければならない。」とあるのは「臓器等を摘出ししようとする場合における検査等の制度に関する検討」)</p>
<p>第三条 新法第六条から第六条の三まで又は附則第四条第一項の規定により死体から臓器等が摘出されようとする場合において当該死体について新法第七条に規定する検査等が行われるときにおける当該死亡した者が死亡した原因、死亡した状況等の究明を行ふ方策については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。</p>
<p>第四条 この法律の施行の際この法律による改正前の臓器の移植に関する法律(以下「旧法」といふ)による改正前の臓器の移植に関する法律(以下「改正法」という。)による改正前の臓器の移植に関する法律(以下「旧法」という。第六条第二項の判定」とあるのは「新法第六条第六項中「第二項の判定」とあるのは「臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律(平成十九年法律第号。以下「改正法」という。)による改正前の臓器の移植に関する法律(以下「旧法」とあるのは「旧法第六条第五項の書面(改正法附則第五条第二項の規定によ</p>

りなお従前の例により作成された書面を含む。」とする。

第七条 新法第九条及び第十七条の四の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)は、この法律の

施行後に移植術に使用されるために死体(新法第六条第二項の凶死)を者の身体(日基準によ

る脳死した者の身体を含む。)を含む。)からの摘出¹に着目して議論等²、これらに多直角に使用され

(登録免許税法の一部改正)
第十二条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三
十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一「第七十五号中「行う臓器」を行う臓器等」に、「臓器の移植に関する法律」を「臓器等

の移植に関する法律」に改める。

第十三条　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規 関する法律の一部改正)

制等に関する法律(平成十一年法律第二百三十六号)の一部を次のように改正する。

別表第五十六号中「臓器の移植に関する法律」を「臓器等の移植に関する法律」に、「臓器売買」

(厚生労働省設置法の一部改正)を「臓器等の売買」に改める。

第十四条 厚生労働省設置法(平成十一年法律第二百二十九号)

九十七号)の一部を次のように改正する。

改める。

我が国では人の死を極めて慎重にかつ礼節を理由

もつて遇する伝統及び習慣があり、臓器の移植に関する法律の制定時においては脳死を人の死とは

せずに臓器移植を認める法案も審議された経緯があつたことを踏まえれば、歿死した者の身体をど

のように取り扱うかについては十分な慎重さが求められるべきである」と並びて現行法下における

められるべきであることに並びに現行法下における脳死の判定に関して疑義が生じてゐること、生体

間の臓器の移植では移植対象者の親族が臓器提供を拒むことが困難な場合があること等を踏まえれば、臓器等の移植が人間の尊厳の保持及び人権の

保障に重大な影響を与える可能性があることにならぬが、脳死の判定の基準及びその手続の適正化を図り、並びに組織についての移植及び生体間の

平成二十年五月十五日発行